

くらしの相談所



【問合せ先】 市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎28-9110）

「出会い系サイト」に誘われ 高額な料金を請求された

【事例】

SNSで知り合った相手と連絡を取り合っていたところ、「出会い系サイト」に誘われた。すると、「個人情報を交換するためには会員登録料を支払う必要がある」と言われ、高額な料金を請求された。



【注意点】

SNSは便利なコミュニケーションツールとなっている一方で、「出会い系サイト」での高額請求や情報商材の高額契約など、SNSで知り合った相手からの誘いがきっかけとなる消費者トラブルもみられます。

SNS上では話の合う知り合いでも、本当に信用できる相手なのかはわかりません。お金を支払う前に冷静に判断し、不安な場合は友人や消費生活センターへ相談しましょう。お金を払ったとたんに連絡がとれなくなり、返金を求めることが困難になる場合があります。

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝土・日曜日、祝日・年末年始を除く
9:00～16:00（受付は15:30まで）

司法書士による無料消費生活相談 要予約

とき＝8月4日☎13:30～16:30

ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先＝消費生活センター（☎28-9110）

消費生活センターからのお願い

消費生活センターでは、相談受付時に、住所、氏名、電話番号、職業などの個人情報をお伺いします。相談内容の信用性確保、統計処理のためにご協力をお願いします。提供いただいた情報は、本人の同意を得ずに他の目的で利用することはありません。